

## 公的研究費の使用に関する行動規範

川村学園女子大学(以下「本学」という。)は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費を使用する上で本学の教職員としての取組の指針を明らかにすべきものとして、行動規範を定め、一人一人がこれを実践する。

1. 教職員は、公的研究費の使用に当たって、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める諸規程や各種ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たす。
2. 教職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、適正かつ計画的・効率的な使用に努める。
3. 教職員は、公的研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。
4. 教職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
5. 教職員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、さらには研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める「公的研究費等の不正防止対策」をふまえて行動する。